

ご案内

滋賀県立小児保健医療センターでは
一定の研修を修了した看護師が
特定行為を実施しています

厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により
養成された看護師が、医師からあらかじめ作成された手順書
(指示)に従い、認められた特定行為を行なっています。

当センターで実施している特定行為は以下の7行為です

- ・ 侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ・ 非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ・ 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静剤の投与量の変更
- ・ 人工呼吸器からの離脱
- ・ 気管カニューレの交換
- ・ 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ・ 脱水症状に対する輸液による補正



特定行為は、看護師が医師の判断を待たずに、手順書により行える一定の診療の補助（特定行為）です。特定行為研修は、特定行為を行える看護師を養成することを目的に、厚生労働省が平成27年に設けた制度です。

*手順書とは、医師・歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるために、その指示として作成する文書または電磁的記録のことです

＜特定行為に関する相談やお問合せ＞

患者相談窓口 保健指導部 医療ソーシャルワーカー
077-582-6200 (代)